

問い合わせ電話番号について

市内には、市外局番が0743の地域と0745の地域があります。
※市外局番0743の地域の方は、市外局番が表記されていない場合は、市外局番0745をつける必要があります。

お知らせ information

掲載の情報についての詳細は市のホームページをご覧ください

市役所の開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)

☎0745-82-8000(代)

産前産後期間は国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合には出産予定月の3か月前)から出産予定月の翌々月までの各月分の保険料の納付が全額免除されます。
産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されるため、要件を満たしている場合には、法定免除や申請免除よりも優先されます。既に納付済みの保険料も還付されます。
産前産後免除の届出は、出産予定日の6か月前から行うことができます。期限が設けられていないため、保険料の納付期限から2年を経過したとき以降に届出を行った場合でも、産前産後免除期間の保険料は納付が免除されます。

【対象】

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
※この場合の出産というのは、妊娠85日(4か月)以上の分娩のことで、早産、死産、流産および人工妊娠中絶を含みます。
※任意加入をされている方は対象

断法による診断

◆断断の内容：間取りの確認・床下や天井裏を見るなど、2時間程度の現地調査、診断結果の説明
◆診断者：奈良県木造住宅耐震診断員登録者名簿」に登録された耐震診断員
◆必要書類：建築年月、延床面積、構造などを証する書類(建築確認通知書、登記簿謄本など)、納税等確認承諾書など

【既存木造住宅耐震改修補助】

◆補助内容：耐震補強を行う際の工事費の一部を補助します。(耐震改修に要した費用が50万円以上の工事が対象)

◆補助額：耐震改修に要した費用の23%(改修内容に応じて上限30～50万円)

◆必要書類：建築士が行った耐震診断結果や、補強計画書、工事費見積書など

【募集期間】6月1日(木)～11月20日(月)まで

◆その他 ※各補助事業につき1棟1回までとします。
※申請前に契約された工事については補助の対象外となります。

※申請書はホームページからダウンロードできます。
※申込み先着順の為、予算に達し次第終了いたします。

問まちづくり推進課
(☎82・5624 / IP ☎88・9092)

になりません。

【必要書類】母子手帳など(出産後は、市町村で確認ができる場合は不要です)
※別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

問日本年金機構 桜井年金事務所
(☎0744・42・0033)

問保険年金課
(☎82・3672 / IP ☎88・9086)

1年間健康に過ごして人間ドック受診券を無料でゲット！

国特定健診や医療を受けていない方の中には、生活習慣病の予備群や、重い病気にかかっている可能性のある方もおられます。重症化すると高額な医療費が必要となる上、日常生活にも大きな支障がでます。

そこで市では、国保運営の健全化に貢献し、積極的に健康の推進に努められた国保加入世帯に対し、検査費用4万円相当の人間ドックを無料で受けていただける「宇陀市国民健康保険健康推進奨励事業」を実施しています。

【対象】 次のすべてに該当する宇陀市国民健康保険加入世帯
○前年1年間(令和4年3月1日～令和5年2月28日までの期間)に世帯に属した被保険者が

保険診療を受けなかった世帯
○前年度に、特定健康診査の対象となる被保険者(40歳以上)全員が特定健康診査を受診している世帯
○国民健康保険税を完納している世帯
なお、対象となる世帯には、決定通知書と人間ドック無料受診票を送付いたしますので、ぜひご利用下さい。

問保険年金課

(☎82・3672 / IP ☎88・9086)

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度のご案内

【本人通知制度とは】
住民票の写しや戸籍謄(抄)本、戸籍の附票などの不正請求・取得を防止するため、第三者からの請求でこれらを交付した時に、本人に通知する制度です。通知を希望する方は、事前登録が必要です。

【対象】

○市に住民登録されている方(消除された住民票に記載されている方を含む)
○市の戸籍に記載されている方(除かれた戸籍に記載されている方を含む)

【必要書類】

○写真付の公的な身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

野生動物追い払い犬(モンキードッグ)の訓練犬募集

市では、ご家庭で飼われている犬を追い払い犬に育成し、追い払いによる被害対策を実施しています。令和5年度に新規で追い払い犬を育ててみたい方は農林課までご連絡ください。

【受付締切】7月31日(月)
【注意】

○訓練方法：訓練は訓練士の方より訓練方法を学び、飼い主の方が犬を訓練します。
○訓練費用：無料(訓練用のリードなどを購入いただく場合があります)

問農林課

(☎82・3679 / IP ☎88・9090)

マイナンバーカード夜間・休日手続きの予約について

マイナンバーカードの申請・受取・更新について、予約制で次のとおり夜間・休日受付をしています。
※平日の午前9時30分から午後4時30分までの受付予約は不要です。

■6月の休日窓口

日	曜日	場 所	時 間
6/5	月	本庁 市民課	午後5時30分から7時30分までの予約受付
6/13	火		
6/22	木		
6/30	金	本庁 ふるさと テラス	午前9時から正午までの予約受付
6/24	土		

マイナンバーカード交付通知書(ハガキ)が届きましたらお早めにお受け取りください。

問市民課 (☎82・2143 / IP ☎88・9076)

コンビニ交付サービスで取得できる課税(非課税)・所得証明について

税証明書は最新年度分のみ取得することができます。

・6月7日(水)まで、令和4年度証明書のみ取得可能
・6月12日(月)から、令和5年度証明書のみ取得可能
※過年度分の証明書は、市役所・各地域事務所の窓口での発行となりますのでご注意ください。

問税務課 (☎82・1306 / IP ☎88・9072)

コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

システムメンテナンスにより、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスが一時停止します。
利用者の皆さんには何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【停止日時】6月8日(木)～6月11日(日) 終日
【停止するサービス】 税証明書

問税務課 (☎82・1306 / IP ☎88・9072)

小規模事業者 持続化補助金

事業者が経営計画を策定し、販路開拓等の取り組みや業務効率化の取り組みを行う市内の小規模事業者に対し、国の小規模持続化補助金が交付された場合に、その自己負担額について最大で10万円を上限として支援します。

【補助率／上限額】

国の小規模持続化補助金額を除いた自己負担額の全額で上限10万円

※予算額に達し次第、終了する場合があります。詳しくは問まで。

問 商工業課

(☎ 82・5874 / IP ☎ 88・9075)

空き店舗対策 支援事業補助金

市内空き店舗等で新たに事業を行う場合に、改修費用の一部を助成します。

【補助率／上限額】

市内の方 1／2
市外の方 2／3
上限200万円

※予算額に達し次第終了する場合があります。
詳しくは問まで。

問 商工業課

(☎ 82・5874 / IP ☎ 88・9075)

事業者向け補助金等 申請支援事業補助金

国、県等の補助金獲得のため、申請書類の作成等を中小企業診断士や行政書士等に委託した費用の一部を補助します。

【補助率／上限額】

着手金 補助金申請額の1％以内で上限10万円
成功報酬 補助金申請額の10％以内で上限100万円

※予算額に達し次第終了する場合があります。
詳しくは問まで。

問 商工業課

(☎ 82・5874 / IP ☎ 88・9075)

ブロック塀等撤去 補助の募集について

ブロック塀等の倒壊により生じる被害を未然に防止するため、撤去費用に対する補助を行います。

【対象となる塀】

場所：道路（国道、県道、市道等）に面する塀
構造：コンクリートブロック塀、

石塀、コンクリート塀、レンガ塀または土塀
高さ：道路面からの高さ60cm以上のもの

【対象となる工事】

ブロック塀等の全て、または一部を撤去する工事（一部を撤去する場合は塀の高さが全て60cm以下となること）

【補助金の額】

ブロック塀等の撤去に要する経費の1／2以内の額、または見付面積1㎡につき1万円のうちどちらか低い額（上限10万円）

【必要書類】

敷地の位置図、工事費見積書、ブロック塀等の現況写真、納税等確認承諾書など

【募集期間】

6月1日（木）～11月20日（月）

※注意事項

・補助金の交付は同一敷地につき1回とします。
・申請前に契約された工事については補助の対象外となります。

・申請書はホームページからもダウンロードできます。
・申し込みは、先着順のため、予算に達し次第終了いたします。

問 まちづくり推進課

(☎ 82・5624 / IP ☎ 88・9092)

獣害対策関連のお知らせ

問 農林課 (☎ 82・3679 / IP ☎ 88・9090)

有害鳥獣捕獲共同取組事業

自治会および農家組合で捕獲檻を管理する経費に対して、助成金を交付する制度を設けています。希望される代表の方は、申請してください。

【助成対象】 自治会および農家組合

【助成要件】 新たに狩猟免許を受けた者2人を含む3人以上で捕獲檻を管理すること

【補助金額】 4万円以内

【締切日】 11月30日（木）

有害鳥獣防除施設設置事業

鳥獣害防止柵の設置や強化をするため、購入する資材経費に対して助成金を交付する制度を設けています。申請期限までに設置の完了している柵が補助対象となります。申請を希望される方は、お早めに申請ください。（中山間直接支払対象地は補助対象外）

【助成対象】 市内で農業等を行っている方

【補助金額】 1m400円以内

【締切日】 11月30日（木）

有害鳥獣防除ライセンス取得助成事業

被害防除のため狩猟免許を取得する方に、助成金を交付する制度を設けています。希望される方は、試験日までに申請してください。

【助成対象】 市内在住の方

【補助金額】 1万円以内

【締切日】 11月30日（木）

※12月末までに実績報告が必要

農業用施設の 管理について

近年、線状降水帯や集中豪雨が発生しており、全国的にため池の決壊や農地・農業用施設の被災が増えています。決壊や被災のリスク低減のため、ため池の低水位管理や水路の清掃・堰板の取り外し・巡回点検等にご協力ください。

問 農林課

(☎ 82・3679 / IP ☎ 88・9090)

戦没者遺児による慰霊 友好親善事業参加者募集

この事業は、（財）日本遺族会が厚生労働省から補助を受けて実施しています。先の大戦で父親等を亡くされた戦没者の遺児を対象に戦没された旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、その地域の住民との友好親善を図ることを目的としています。

福祉

【参加費用】 10万円

【実施地域】 旧満州、ニューヨーク、ニア、旧ソ連、マリアナ諸島、中国、ミャンマー等

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、日程変更や中止する場合があります。

※実施地域や日程等、詳しくは日本遺族会事務局

(☎ 03・3261・5521) または問へ。

問 厚生保護課

(☎ 82・2221 / IP ☎ 88・9079)

日本赤十字活動へのご協力をお願い

日赤「会費（社資）募集」にご協力をお願いします

今年も全国一斉に日本赤十字社会費（社資）の募集運動が始まっています。宇陀市地区でも6月以降に各地域自治会の皆様のご協力を得ながら、赤十字の活動を資金面で支える「会費（社資）募集」を実施していきます。

お寄せいただきました貴重な浄財は、災害等における医療救助活動や救済物資の配布、血液事業、看護師養成、奉仕団育成など様々な赤十字活動の資金として使われます。

今まで同様、赤十字運動へのご理解とご支援を賜われますよう、よろしくお願いいたします。

昨年度の日赤宇陀市地区にお寄せいただいた会費（社資）
2,413,380 円（令和5年3月31日現在）

お寄せいただいた会費（社資）は、全額日本赤十字社奈良県支部への送金を済ませております。あたたかいご支援ご協力ありがとうございました。

問 厚生保護課 (☎ 82・2221 / IP ☎ 88・9079)

森林所有者の皆さんへ

森林の管理が適正にされていないと、土砂崩壊を起こしたり、台風等の風雨で道路に木が倒れ自動車や歩行者等に被害をあたえる恐れがあります。

樹木の所有者の責任を問われることがありますので森林の適正な管理をお願いします。

なお、間伐等のご相談は問へお問い合わせください。



問 農林課 (☎ 82・3679 / IP ☎ 88・9090)

水道水 安心、安全 これからも



詳しくは、
こちら

6月1日～7日は 水道週間

当たり前のように使われている水道は、生活から切り離すことのできない重要な役割を果たしています。水道水ができるまでの仕組みや料金、水の大切さなどについて、理解を深めていただく期間が「水道週間」です。水道局では、今後も安全でおいしい水をお届けするために、水道施設を充実させ、効率的な事業運営を行っていきます。

ぜひこの機会に水道について考えてみましょう。

問 水道局 (☎ 82・2185 / IP ☎ 88・9067)

シニア県展
(旧奈良県高齢者美術展)
出品作品を募集

高齢者運転免許証
自主返納支援事業

【出品資格】県内在住で昭和40年4月1日以前に生まれたアマチュアの方
【出品部門】日本画、洋画、書、工芸(彫塑)、手芸、写真
※1部門につき一人1点までとし、未発表のものに限る。
【申し込み】申込書を7月4日(火)までに介護福祉課へ

※申込書は、介護福祉課または各地域事務所にあります。
【出品手数料】1点 1,000円

【展示場所】大和高田市文化会館2階
展示ホール(大和高田市)

【展示期間】9月2日(土)～9月6日(水)
午前9時～午後4時

※作品を守るため、出品時は厳重な梱包をした後、指定する日時に介護福祉課にご持参ください。

問 介護福祉課
(☎82・3675 / IP ☎88・9088)

市では、4月1日以降に運転免許証を自主返納(全部返納)された高齢者(65歳以上)に対して、地域振興券(ウッピー商品券)1万円分を交付します。7月3日(月)から受付を開始しますので、詳しくは、市ホームページもしくは問へ

問 危機管理課
(☎82・1304 / IP ☎88・9070)

Education・culture&sports
教育・文化・スポーツ

公民館入門講座
受講生募集

「フラダンス入門講座」

～楽しく踊って、

心と体をリフレッシュ～

フラダンスは、背筋を伸ばし

軽くひざを曲げた状態でステッ

プするので、太ももといった大

きな筋肉を使います。基礎代謝

が高まり、身体づくりに最適で

す。

ぜひフラダンスを体験してみ

ませんか。

【日時】7月11日(火) 午前10時～

【場所】菟田野分館いきいきホール

【対象】市内在住、在勤の方

【定員】15人

【受講料】無料

【講師】大西 住代先生

【内容】フラダンスの基本を学び、ゆったりとした曲に合わせて楽しく踊ります。年齢や性別に関係なく体験いただけます

【持ち物】水分補給用の飲み物

○申し込み多数の場合は抽選となります。

○抽選結果は案内ハガキの発送

もってかえさせていただきます。

【申し込み】6月16日(金)まで

に電話もしくは問へ(午前8時

30分～午後5時15分)

【休館日】木曜日・祝日

問 中央公民館

(☎83・0551 / IP ☎88・9180)

へ通学するための寄宿等の理由により市外に転出した方を含む。)

③市民税非課税世帯の方(生活保護法の生業扶助が行われている方を除く)

④向学心に富み、将来のまちづくり活動に積極的に取り組む意欲を持っている方

【支給金額】

○高等学校、専修学校・6万円

○高等専門学校・・・12万円

○大学(短期大学)・・・12万円

【申し込み】申請書、請求書(押印必要)、委任状に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて問へ

※委任状は、請求書の申請者(保護者)と振込名義人が異なる際に必要です。

【提出期限】6月30日(金)

【添付書類】

○各学校発行の在学証明書

○令和5年度市民税非課税証明書(住民票に記載されている方で学生の方以外の全ての方の証明書を添付してください。発行は6月10日頃から)

○住民票の写し(世帯全員、続柄記載のもの)

※申請書は、各地域事務所または、問にあります。

6月の文化会館だより

かざろひホールの催し (4月26日現在)

日	曜日	催し物案内	入場方法	時間	主催者	問い合わせ
11	日	27周年 友遊館カラオケまつり	一般(無料)	開演:午前9時	主催:カラオケ ステージ友遊館 後援:松田歌謡教室	カラオケステージ 友遊館 ☎82・8739

問 文化会館 (☎83・0977)

6月の休館日(6.13.20.27日)

展示ホールの催し: 今月の展示はありません

図書館からのお知らせ

★すくすくひろば(0～3歳)

6月14・28日(水)

①10:00～ ②10:45～

場所:中央図書館おはなしの部屋

2回内容同じ

★おはなしクラブ

6月10・24日(土)

①10:00～

場所:中央図書館おはなしの部屋

★おはなし会(職員によるミニお話会)

6月17日(土)

①10:00～

場所:大宇陀図書館内児童書コーナー

毎週火と祝日

6月の休館日

6・13・20・27日

中央図書館

☎82・4749 / IP ☎88・9110

【開館時間】9:30～17:00

大宇陀図書館

☎83・0976

【開館時間】9:00～17:00

※6月からビデオコーナー利用を開始します。

Event&Others
イベント・その他

「人権擁護委員の日」
特設人権相談所を開設

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の方たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設された、諸外国に例を見ない制度です。

現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村(東京都においては区を含む。)に配置されて、積極的な活動を行っています。人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、各市町村で特設相談所を設置したり、人権啓発活動などの取り組みを実施しています。

【日時】6月1日(木)

【場所】市役所 211会議室

【予約不要・相談無料・秘密厳守】

問 人権推進課

(☎82・2147 / IP ☎88・9077)

観光情報の市ホームページへの掲載を募集します

市を訪れる観光客の皆さんにより良い観光情報を提供するため、観光関連事業者(飲食店、宿泊施設、観光集客施設、土産品販売等事業者)の皆さんに対し、宇陀市ホームページへの店舗情報の掲載を募集します。

詳しくは、市ホームページ(左記QRコード)をご覧ください。問までお問合せ下さい。

問 観光課

(☎82・2457 / IP ☎88・9081)



昭和館巡回特別企画展
「くらしにみる昭和の時代奈良展」開催

戦中・戦後の国民生活上の苦労を後世に伝えるため、実物資料・写真資料・映像資料等を通じて、困難の多かった時代における人々のくらしを紹介する。

【開催日時】6月15日(木)～24日(土)

午前10時～午後5時30分

※6月19日(月)は休館日

【開催場所】

奈良市美術館 第1展示室

奈良市二条大路南1丁目3番1号ニ・ナール5階

【入場料】無料

【主催】昭和館(厚生労働省委託事業)

問 厚生保護課

(☎82・2221 / IP ☎88・9079)

みんなより室生から元気を発信!

【第11回】

室生へまあとより祭

【開催日時】7月30日(日)

午後5時～9時

【場所】室生運動場

模擬店出店者募集

【出店資格】

○市内の団体に限る

○生ものの販売は不可

○出店アポイントについては各自で

ご用意をお願いします。

※出店条件など詳しくは問まで、

【出店費用】1ブース(2.7m×

3.6m以内) 1,000円

【申込期限】6月1日(木)～

16日(金)

【応募資格】16歳以上の方

【申込期限】6月1日(木)～

16日(金)

問 室生地域づくり実行委員会

事務局

柏尾(☎090・2702・6283)

野田(☎090・2067・3596)

桜井宇陀広域連合 観光探訪ツアー

「卯年に」縁を結ぶ「桜井」食と「」の癒やし旅」

【開催日】7月8日(土)
 (雨天実施・荒天中止)

【集合時間・場所】午前9時
 JR・近鉄桜井駅北口広場

【コース】大神神社(参拝・散策)三輪そうめん流し(昼食) 安倍文殊院(僧侶説明〈大和抹茶とお菓子付き〉・参拝) ホテル奈良さくらの郷(西内酒造利き酒体験) JR・近鉄桜井駅(解散)

【対象】中学生以上(中学生の場合は保護者同伴。20歳未満は利き酒体験が別内容になります。)

【定員】60人(先着順)

【参加費】2,500円(昼食・体験代含む)

【申込期間】6月1日(木)～30日(金)

【申込方法】①住所②氏名③年齢④電話番号⑤昼食希望等を記入のうえ、6月30日(金)までに、桜井宇陀広域連合ホームページ、FAX、郵送にてお申し込みください。

※7月3日(月)午後5時以降の取り消しは、キャンセル料が発生します。

問 桜井宇陀広域連合事務局観光探訪係
 ☎0744・47・7077
 / FAX 0744・47・7078

「二十歳のつどい」 実行委員を募集します



▲前年度の実行委員の皆さん

「二十歳のつどい」に向けて、記念式典および行事の企画・運営を行う実行委員を募集します。実行委員としてご協力いただける方は、問まで

【開催日】令和6年1月7日(日) 午前10時～

【対象】平成15年4月2日～平成16年4月1日までの間に生まれた方

【募集締め切り】6月30日(金)まで

【会場】文化会館(予定)

問 生涯学習課
 ☎82・3975 / IP ☎88・9364

ふれあいバスツアー 参加者募集

このバスツアーは、障がいの有無に関わらず、ふれあいバスツアーを通して、お互い理解と交流を深め「ともに生きる街づくり」を考えるきっかけをつくることを目的として開催いたします。

【開催日】6月25日(日)
 (午前8時30分人権交流センター集合出発・午後5時頃人権交流センター帰着予定)

【行き先】伊勢シーパラダイス

【交通手段】大型観光バス(リフト付き)

【対象】市在住(在学・在勤)の児童・生徒および保護者・活動を支援する方

【参加費】
 ・大人・高校生 4,300円
 ・小・中学生 3,200円
 ・幼児(4歳以上) 2,700円
 ・シニア(65歳以上) 4,200円
 ※シニアの方は、生年月日を証明できるものをお持ちください。

※参加費は、当日受付にて徴収(入館料・食事代含む)
 ※当日キャンセルは、実費自己負担になります。
 【締め切り】6月12日(月)定員(30人)になり次第受付を終了します。

近畿高等学校 6月11日(日) 自転車競技大会 Road Race



【時間】10:00～
 【会場】農林会館前(榛原下井足)

【主催】人権交流センター 問 人権交流センター

☎84・9179 / IP ☎88・9179

婚活イベント実施団体 を募集します！

市では、独身男女に対し、新たな出会いや結婚の機会の創出を支援することにより、未婚化・晩婚化の対策を図るとともに、地域全体で結婚を支援する機運醸成を図ることを目的に、平成23年度より市内団体の協力を得ながら婚活イベントを開催してきました。

つきましては、今年度、婚活イベント等を開催していただく市内団体(2団体)を募集します。

【募集団体】書類審査等により先着順で決定します。ただし、「なら結婚応援団」の登録を行っている市内の団体に限ります。

【予算】1件10万円以内

【応募】政策推進課に企画書・収支予算書(様式は任意)を、持参ください。

【応募期間】6月5日(月)～30日(金)まで(市役所開庁時間に限りです)

問 政策推進課
 ☎82・3910 / IP ☎88・9094



そうだんのしゅるい	そうだんできる日	場所は？	時間は？	くわしいことが聞きたい
行政相談 【予約不要】	6月7日(水)	宇陀市人権交流センター	9:00～12:00	総務課 (☎82・1302 / IP ☎88・9068)
	6月14日(水)	室生振興センター		
	6月15日(木)	大宇陀地域事務所		
	6月21日(水)	宇陀市役所(213会議室)		
人権相談	6月7日(水)	宇陀市人権交流センター	9:00～12:00	人権推進課 (☎82・2147 / IP ☎88・9077)
	6月21日(水)	宇陀市役所(213会議室)		
消費生活相談窓口 【予約不要】	6月1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日・26日・29日 (各月・木曜日)	宇陀市役所(213会議室)	13:00～16:00	商工産業課 (☎82・5874 / IP ☎88・9075)
税務相談センター 【要予約】	6月21日(水)	宇陀市役所(213会議室)	13:00～16:00 (1人約30分以内) ※受付は午後3時30分まで	税務課 (☎82・1306 / IP ☎88・9072)
こころの健康相談 【要予約】	6月20日(火)	予約の際にお知らせします	13:30～16:30	中央保健センター (☎92・5220 / IP ☎88・9175)
DV相談 【要予約】	6月28日(水)	予約の際にお知らせします	13:00～16:00 (1人50分・1日3人)	人権推進課 (☎82・2147 / IP ☎88・9077)
心配ごと相談 【予約不要】	6月7日(水)	宇陀市人権交流センター	9:00～12:00	菟田野地域事務所 (☎84・2521 / IP ☎88・9188) 室生地域事務所 (☎92・2001 / IP ☎88・9182) 大宇陀地域事務所 (☎83・2251 / IP ☎88・9195) 厚生保護課 (☎82・2221 / IP ☎88・9079)
	6月14日(水)	室生振興センター		
	6月15日(木)	大宇陀地域事務所		
	6月26日(月)	榛原総合センター		
若者自立のための無料相談【要予約】	6月28日(水)	宇陀市役所(213会議室)	14:00～17:00 (※相談員の都合で中止となる場合があります。)	【予約先】若者サポートステーションやまと (☎0744・44・2055)
中南和法律相談センター【要予約】	6月13日(火)	宇陀市役所(211会議室)	13:00～16:00	【予約先】奈良弁護士会 (☎0742・22・2035) (相談日の2週間前より受付)
生活困窮者自立相談支援窓口	月～金曜日(祝日除く)	宇陀市役所 厚生保護課(2階)	9:00～12:00 13:00～16:00	厚生保護課 (☎82・2221 / IP ☎88・9079)
巡回職業相談【要予約】	6月14日(水)	宇陀市役所(213会議室)	9:00～12:00 13:00～15:00	
ひとり親福祉資金貸付相談【要予約】	毎週月・火・木・金曜日(祝日除く)	宇陀市役所	10:00～16:00	【予約先】こども未来課 (☎82・2236 / IP ☎88・9080) (相談日の2日前の11時までに)
弁護士による福祉専門相談【要予約】	6月13日(火)	宇陀市権利擁護センター ほっとサポートうだ(医療介護あんしんセンター内)	10:00～12:00 (1人60分・1日2人)	宇陀市権利擁護センター ほっとサポートうだ (☎88・0778)
精神科医による専門相談【要予約】	6月12日(月)		14:00～16:00 (1人60分・1日2人)	
家計改善支援相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日除く)		9:00～12:00 13:00～16:00	

◇はい！こちら消費者相談窓口です◇

●賃貸住宅の原状回復トラブル

賃貸借契約の「原状回復」とは、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じた損傷等を元に戻すことを言います。年月の経過による損耗等は家賃に含まれていると考えられ、支払う必要はありません。『退去する際、入居前からあったフローリングの傷の修繕費用まで請求された』こ

のようなトラブルを避けるためにも、契約内容の確認はもちろんですが、入居時の状況をよく確認し記録に残しましょう。新聞の日付と共に写真保存が有効です。退去時には精算内容を確認し、納得できない点は説明を求めましょう。

問 商工産業課 (☎82・5874/IP ☎88・9075)